

一緒にやろまい！

ガイドヘルパー

私たちの暮らすまち名古屋で
自由に外出ができない方がいます！



障害があっても自由に外出がしたい！！

障害のある方を対象とした福祉サービスの一つに「移動支援事業（ガイドヘルパーによる外出サポート）」があります。しかし、ガイドヘルパーの不足により自分の思うようにサービスを利用できない方が多くいます。

このチラシは、より多くの方にガイドヘルパーの仕事に興味を持っていただきたい、ガイドヘルパーの仕事を担っていただきたいという思いから作成しました。ガイドヘルパーがもっと増えることで、障害のある方が自由に外出ができ社会参加をし、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現と一緒に目指しませんか？



名古屋市自立支援連絡会（名古屋市）

名古屋市自立支援連絡会とは・・・

市全域の障害のある方等への支援体制に関する課題を集約し、解決に向けた取り組みに関する協議を行うことを目的として、平成29年度から開催しています。

ガイドヘルパーの確保が障害のある方の社会参加を支えます!!

名古屋市の現状

本市の移動支援事業（ガイドヘルパーによる外出サポート）の利用申請を行い、必要と認められた方は、約6,654名^{*}。その内、実際にサービスを利用した方は約3,479名^{*}と約半数となっています。（※H29年3月～30年2月の月平均人数）

利用できるにもかかわらず利用していない理由は様々なものが考えられます、実際に移動支援事業を行う事業者さんからは、「ガイドヘルパーさんの不足により利用の希望があっても断らざるを得ない」等の声も聞かれています。

望む通学や通所ができないなど、外出することを控えたりすることを余儀なくされるというケースが少なからずあるのが実情です。

当事者のエピソード



- 朝・夕の時間帯はサービスを利用する人が多いので、学校へ送迎してくれるガイドヘルパーさんがなかなか見つかりません。
- たまには映画鑑賞やショッピングなどに行きたいけど、付き添ってくれる人がいないから外出を我慢しています。
- 病院への通院や、日用品の買い物など、必要なことが思うようにできず困っています。

ご家族のエピソード



- ガイドヘルパーさんが見つからないので子どもの送迎をしなければならないけど、就業時間を削ることも難しいので大変困っています。
- いまは何とか支援しているけど、加齢により自分の力が衰えたときはどうすればよいのか不安です。

移動支援を行っている事業所のエピソード



- ガイドヘルパーさんが不足しているので、利用したいと依頼があってもお断りをせざるを得ないときがあります。

あなたの助けを待っている人がいます！

- これまでの経験を活かし、新しい仕事や人に出会い、新たな生き甲斐を見つけたいと思っている方
- 自分にできることを探し、一歩踏み出したいと思っている方
- 空いた時間を有効活用したい方
- 以前資格は取ったけどやれるか不安だと思っている方
- 定年退職を機に社会参加したいと思っている方

はじめてみませんか？



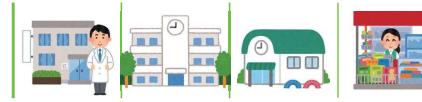
Q

移動支援事業（ガイドヘルパーによる外出サポート）ってなに？

A 障害があるために単独で外出することが困難な障害のある方に対して、ガイドヘルパーが付き添い外出を支援するサービスです。

社会生活上必要不可欠な外出と余暇活動等の社会参加のための外出が対象となります。これは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」にもとづく地域生活支援事業の一つで、障害のある方の社会参加を可能にし、地域で自立した生活を送ることができるよう目的としています。

社会生活上必要不可欠な外出の例



余暇活動等の社会参加のための外出の例



Q

ガイドヘルパーの役割とは？

A 障害のある方は、行動する際に起こるかもしれない危険を回避する判断ができなかったり、外出中にパニックを起こすかもしれないという不安や、身体状況から移動の困難さが生じ、外出を控えることになります。そのため、社会生活上の必要な活動も制限されてしまうこともあります。

ガイドヘルパーが外出をサポートすることで、普段私たちが外出するのと同じように行きたいところへ安心して出掛けができるのです。

ガイドヘルパーを始められた方の声

学校の合間に働けて、障害のある方も喜んでくれるから嬉しい！
(学生Aさん)

パートの合間に活動しています。お手伝いさせていただく方の笑顔で自分も笑顔になれる感覚でいます！
(パート職Bさん)

特にやることもなく時間を余していたけど、今は人のふれあいでやりがいを感じています。良い運動にもなるからこれからも続けてみたい！
(定年退職されたCさん)



空いている時間を利用して活動しています。たくさん歩くことで健康的で美しくなれますよ。
(主婦Dさん)

ガイドヘルパーとして活動するまでの流れ

ステップ1

研修受講

ガイドヘルパーの資格には「全身性障害（車椅子等）」「知的障害」「精神障害」の3種類があり、それぞれ資格取得のための研修を受講する必要があります。（別紙1）

様々な研修がありますが、名古屋市から登録を受けて移動支援事業従業者養成研修（知的障害者支援）課程を実施する事業者の一覧と研修カリキュラムは、（別紙2）をご覧ください。名古屋市が運営するホームページ「[ウェルネットなごや](http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/)」においても公開しています。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>

※他の研修については各研修機関にお問い合わせください。愛知県居宅介護職員初任者研修等の概要は、愛知県ホームページからご覧いただけます。

※すでに資格をお持ちの方は、ステップ2の事業所登録から行うことが可能です。

ステップ2

事業所登録

ガイドヘルパーとして従事するには事業所に登録する必要があり、そこから依頼を受け活動を開始します。

名古屋市には464*の移動支援事業所があります。（※H31.4現在のウェルネットなごや公開数）ハローワークの求人情報や、愛知県福祉人材センター無料職業紹介所等で求人状況を確認の上、働きたいエリアの区で事業所へ問い合わせてみましょう。

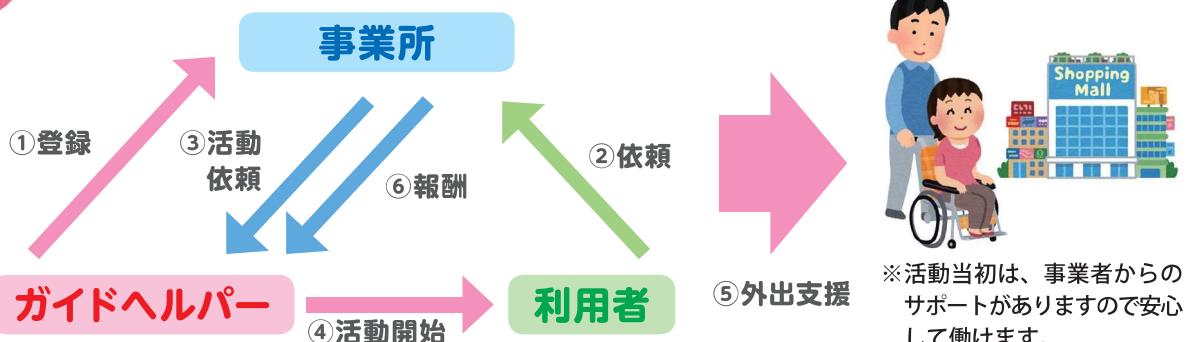
また、「[ウェルネットなごや](http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/)」でも事業所の情報を見ることができますのでご確認ください。



ステップ3

活動開始

事業所からの依頼を受け活動開始！



お問い合わせ先

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

電話：972-2558 FAX：972-4149

Eメール：a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

主な研修

※研修には受講料がかかります。

研修	全身性障害 (車椅子等)	知的障害	精神障害	詳細
名古屋市移動支援事業従業者養成研修		○		ウェルネット なごや参照 (別紙2)
[愛知県居宅介護職員初任者研修等]				
全身性障害者移動介護従業者養成研修	○			愛知県 ホームページ 参照
行動援護従業者養成研修		○	○	
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修)		○	○	
重度訪問介護従業者養成研修	○			

〈全身性障害(車椅子等)〉：身体障害のある方の外出に際し、移動や介助等を行います。

〈知的障害〉：知的障害のある方の外出に際し、移動や介助等を行います。

〈精神障害〉：精神障害のある方の外出に際し、移動や介助等を行います。

※視覚障害のある方の移動にかかる支援は、障害福祉サービスである「同行援護」の対象となり、別に「同行援護従業者養成研修」を受けていただく必要があります。

また、下記の資格をお持ちの方や、研修を修了された方は ガイドヘルパーとして従事することができます。

資格	全身性障害 (車椅子等)	知的 障害	精神 障害
① 介護福祉士	○	○	○
② 居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者	○	○	○
③ H15年3月31日において居宅介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○	○	○
④ H15年3月31日において全身性障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○		
⑤ H15年3月31日において知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者		○	
⑥ H15年3月31日において日常生活支援従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○		
⑦ H15年3月31日において身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法に規定された居宅介護等に従事した経験を有する者であって、都道府県知事による証明書の交付を受けた者	○	○	○
（従事した事業によって異なります。）			
⑧ H18年9月30日において全身性障害者外出介護従業者養成研修を修了した者	○		
⑨ H18年9月30日において知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者		○	
⑩ H18年9月30日において日常生活支援従業者養成研修を修了した者	○		
⑪ H18年10月1日以降において重度訪問介護従業者養成研修を修了した者	○		
⑫ H18年10月1日以降において行動援護従業者養成研修を修了した者		○	○
⑬ H18年10月1日以降において全身性障害者移動介護従業者養成研修を修了した者	○		
⑭ 介護職員基礎研修修了者	○	○	○
⑮ 名古屋市移動支援事業従業者養成研修修了者		○	
⑯ 実務者研修修了者	○	○	○
⑰ 居宅介護職員初任者研修修了者・介護職員初任者研修修了者	○	○	○
⑱ 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者	○	○	○
⑲ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者		○	○
⑳ 保健師・看護師・准看護師	○	○	○

名古屋市移動支援事業従業者養成研修(知的障害者支援)課程 カリキュラムの一例

講義 13 時間

(約3日間で取得できます!)

科目名(時間)		目的
障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義(3時間)	障害者(児) 福祉の制度とサービス(2時間)	・障害者(児) 福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する
	ガイドヘルパーの制度と業務(1時間)	・ガイドヘルパーの制度と業務を理解する
知的障害者居宅介護等に関する講義(3時間)	ホームヘルプサービス概論(2時間)	・ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する
	ホームヘルパーの職業倫理(1時間)	・ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する
知的障害者の疾病・障害等に関する講義(4時間)	障害・疾病の理解(4時間)	・業務において直面する頻度の高い障害疾病を医学的に理解する ・実践的視点で利用者の状態像を把握する ・援助の基本的な方向性を把握する
基礎的な移動の介助に係る技術に関する講義(2時間)	移動介助の基礎知識(2時間)	・移動介助の目的と機能を理解し、基本原則を把握する
障害者の心理に関する講義(1時間)	障害者(児)の心理(1時間)	・障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する

演習 6 時間

科目名(時間)	目的
移動介助の基本技術(6時間)	基本的な移動介助の技術を習得する

名古屋市移動支援事業従業者養成研修(知的障害者支援)課程 研修登録事業者一覧

(R1.7 時点)

※研修開催の時期や会場、受講料等は登録事業者によって異なります。
募集状況等はウェルネットなごやで確認してください。

詳しくは [ウェルネットなごや](#) で 検索
<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>

事業者名称	問い合わせ先
社会福祉法人 あずま福祉会	052-722-1331
社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	052-671-6211
社会福祉法人 よつ葉の会	052-531-4280
特定非営利活動法人 ポパイ	052-508-9035
社会福祉法人 ほっとはむ	052-808-3689
社会福祉法人 ゆたか福祉会	052-825-4404
ピューベル 合同会社	052-916-3786
特定非営利活動法人 ひょうたんカフェ	052-485-4535
社会福祉法人 ゆめネット	052-354-5826
社会福祉法人 みなと福祉会	052-383-2280